

訴訟事件

◎ 予納金による納付の場合

当事者が3人まで6,000円

(当事者が4人又は5人の場合10,000円, 以後, 当事者が1人増すごとに2,000円加算)

◎ 郵便切手による納付の場合

金額(内訳)		枚数	合計(円)	(*当事者が3人以上の場合, 1人増すごとに以下を加算)			
				金額		枚数	合計(円)
500	×	8	4000	500	×	4	2000
100	×	5	500	100	×	2	200
84	×	10	840	84	×	2	168
20	×	10	200	20	×	2	40
10	×	10	100				
5	×	10	50	5	×	2	10
2	×	10	20	2	×	2	4
1	×	10	10				
			5720				2422

労働審判事件

◎ 予納金による納付の場合

4,000円

◎ 郵便切手による納付の場合

金額(内訳)		枚数	合計(円)
500	×	4	2000
100	×	10	1000
84	×	5	420
20	×	10	200
10	×	10	100
5	×	10	50
2	×	10	20
1	×	10	10
			3800

債権執行(*郵便切手による納付となります。)

	合計(円) ※切手の内訳は適宜	※執行費用上限(円)
第三債務者送達用	1145	1145
陳述書返信用	404	404
債務者送達用	1099	1099
債権者送付用	94	94

破産再生事件の郵便料については, 破産再生係(076-262-4614)にお尋ねください。